

# 第13回 木曾三川下流域自然再生検討会

## 【自然再生計画運用書(案)について】

令和3年3月

国土交通省 木曾川下流河川事務所

# 自然再生計画運用書(案)の概要について

- 自然再生計画書の見直しの公表が令和6年度まで延伸となったため、平成28年度より検討してきた内容については「運用書」として整理し、今後の自然再生の整備やモニタリングに反映していくことを予定している。
- 運用書に記載する事項は以下を想定している。

項目	内容	記載箇所
木曾三川下流域自然再生検討会の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでの自然再生事業の振り返りや、持続性を考慮した自然再生のあり方、自然再生だけではなく現況の環境保全も視野に入れた検討等を行うことを目的とする。</li> <li>● 「木曾三川下流域自然再生検討会」を<b>定期的</b>に開催、自然再生の進捗状況を点検し、<b>適宜本計画を更新</b>する。</li> </ul>	「はじめに」
自然再生の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水際環境に着目した再生事業を行い、陸域環境は伐採等の維持管理を継続して実施。</li> <li>● 残存する良好な水際環境は、劣化・消失しないように<b>維持・保全</b>を行う。</li> <li>● 良好な水際環境を自然再生の施策によって繋いでいき、生態系ネットワークの基盤としての機能を回復させることによって、多様で豊かな生物の生息・生育の場を再生し、<b>生態系ネットワークの再構築</b>を進める。</li> </ul>	「4.2 自然再生の目標と期待される効果」
自然再生の項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<b>ワンド等の水際湿地の再生</b>」及び「<b>支川の緩流域環境の再生</b>」の追加。</li> <li>● 「本川・支川・堤内水域間の連続性の確保」において、連続性回復のシンボルとして、河川生態系における上位性や地域性の観点から<b>ニホンウナギ</b>を取り上げ、その生息を維持しうる<b>生態系ネットワークの構築の推進</b>を追加。</li> </ul>	「4.3 対象とする自然再生の項目」
保全内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保全の目標及び基本的な考え方について新たに記載。(詳細な内容は今後検討予定。)</li> </ul>	「6. 保全内容」
モニタリング(基本的な考え方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリングの基本的な考え方の整理。「短期モニタリング」、「中長期モニタリング」、「日常モニタリング」の3種類に分類し、適切に組み合わせて実施していく。</li> <li>● 代表地区、対照地区の考え方の記載。</li> </ul>	「7.1 モニタリング計画」
モニタリング(モニタリング内容)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>短期モニタリング</b>の内容を全面的に修正。</li> <li>● <b>日常モニタリング</b>の内容を追記。</li> </ul>	「7.2 モニタリング内容」
自然再生のための地域との連携(推進体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後は、<b>モニタリングや維持管理での地域住民の協力や学識者による研究活動等により</b>、自然再生の計画・事業の実施・モニタリング・維持管理の一連のサイクルの各段階において、自然再生の理念を地域住民等と共有しながら、多様な主体との協働を進めていく。</li> </ul>	「8.1 自然再生の推進体制」
自然再生のための地域との連携(地域連携方策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国営木曾三川公園等の既存施設の管理者との連携</b>や<b>かわまちづくり等の他事業との連動</b>を図るとともに、継続的なモニタリングや維持・保全に係る活動を実行していくための新たな連携体制の構築を図る。</li> </ul>	「8.2 地域連携方策」